

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

保険医等の登録(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公 告 林業種苗法による講習会の開催(造林課)

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
綿谷 美美	鳥業第七八三号	平成三年七月四日

鳥取県告示第五百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日

三橋 豊	鳥医第四、三二二号	平成三年七月十日
梶野 大	鳥医第四、三二三号	"
奥山 礼子	鳥粟第七八四号	"
岸本 美保子	鳥粟第七八五号	"

鳥取県告示第五百七十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成三年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器（鳥取市に所在する計量器に限る。）

実施期間	平成三年十月一日から平成四年三月三十一日まで
実施場所	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	平成三年九月四日	実施時間	午前十一時から午後三時まで	実施区域	米子市	実施場所	米子市勤労青少年ホーム
	平成三年九月五日		午前十時から午後三時まで		"		米子市住吉公民館
	平成三年九月六日		"		"		米子市義方公民館
	平成三年九月九日		午前十一時から午後三時まで		"		米子市就将公民館
	平成三年九月十日		午前十時から午後三時まで		"		米子市立図書館
	平成三年九月十一日		"		"		米子市啓成公民館
	平成三年九月二十五日		午前十一時から午後三時まで		"		米子市立図書館
	平成三年九月一日		午前十時から正午まで	鳥取市			鳥取市賀露公民館
	"		午後一時から午後三時まで				鳥取市湖山公民館
	平成三年十月二日		午前十時から午後三時まで				鳥取市民体育館
	平成三年十月三日		"				日本電信電話株式会社鳥取体育館

平成三年十月四日	"	"	"
平成三年十月七日	"	"	中国電力株式会社鳥取支店
平成三年十月八日	"	"	日本電信電話株式会社鳥取体育館
平成三年十月十六日	"	"	"

鳥取県告示第五百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字蔵見字太田成七六七・七六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十六日 鳥取県指令受米土維第千百三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八四二―一二

前田春夫

公 告

5 携行品
筆記用具及び印章

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成3年8月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成3年9月10日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場木材工芸実習館研修室

3 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込みの方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（8,000円）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、平成3年8月28日（水）までに所轄地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】